

募集要項等に関する質問書に対する回答

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	実施方針	P 2 6	リスク分担表 (案) 注釈 ※5	資金調達の観点から、「基準金利がマイナスになった場合、基準金利をゼロとみなす。」という記載に変更いただけないでしょうか。	事業契約書(案)において、「基準金利がマイナスとなった場合は、基準金利をゼロとみなす。」とします。事業契約書(案)は修正します。
2	募集要項	P 5	第3-1-(1)	『・・・事業契約締結後に協力企業を追加することは可とする。ただし・・・』とありますが、追加のみ許され取り消しや変更は認められないのでしょうか。参加表明書提出の段階は受注前であり、比較的規模の小さい協力企業の拘束は困難であると考え、参加は予定となります。参加表明書提出時は『関心表明』程度の提出にさせて頂き、契約締結後に同様の書類再提出にして頂けませんか。	原案のとおりとします。参加表明提出の段階での協力企業は、参加が確定した企業のみ加えてください。
3	募集要項	P 7	第3-2-(2)	(2)に規定されるものの中に該当する業務がない企業(例えば、事業者の収支計画等の策定支援などを行うファイナンシャルアドバイザー)については、(1)の共通参加資格要件のみを充足することで参画可能という理解で良いでしょうか。また、このような企業(アドバイザーとして参画する企業)が構成企業となることは問題ないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	P 7	第3-2-(2) -イ-(イ)	「施工業務」及び「移設等業務」を行う者は全て、管工事又は電気工事に係る木津川市における平成30・31年度建設工事入札参加資格申請書の受理が要件となるのでしょうか。本件工事においては足場設置等、建築工事も含まれますが、建築一式に係る入札参加資格申請書の受理をもって「施工業務」及び「移設等業務」を行う者となることは可能でしょうか。	「施工業務」及び「移設等業務」を行う構成企業は、管工事又は電気工事に係る木津川市における平成30・31年度建設工事入札参加資格申請書を提出し受理された者となります。足場設置等、建築工事を行う者が協力企業である場合は、本資格要件は必要ありません。
5	募集要項	P 1 0	第4-2	募集及び選定のスケジュールに、4月上旬：事業者決定及び公表とありますが、公表後は基本協定や仮契約、事業契約の締結前でも、詳細設計着手の為、学校への訪問、ヒアリングなどを実施してもよろしいですか。夏休み期間中にある程度着手する必要がある、4月中には学校の要望をお伺いする為です。尚、契約まで至らない事象があった際は、当然費用請求などは行わず、事業者側の責任において実施します。	事業契約締結前に学校への訪問、ヒアリング等を事業者の責任において行うことは可能です。ただし、学校との調整等は事業者が行うこととします。

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
6	募集要項	P 1 1	第 5 - 1 - (1) ○	全ての学校の構造図及び構造計算書は貸与できると考えてよろしいでしょうか。	本事業の優先交渉権者に選定された事業者に貸与します。 ただし、全対象校の構造図及び構造計算書はありませんので、一部の学校となります。
7	募集要項	P 1 6	第 7 - 3 - (1) ーイ	事業契約より、引渡し日は平成31年3月30日と理解していますが、割賦支払分の初回計算について、「平成31年の引渡し日の翌月から9月までの分」となっています。平成31年3月30日と31日分の金利相当分についてはどのような計算を行えば良いでしょうか。	引渡し日を平成31年3月31日24時とします。 要求水準書及び事業契約書(案)は修正します。
8	募集要項	P 1 6	第 7 - 3 - (1) ーア	一括支払額の算定金額は、設計・施工等のサービス対価の税抜金額に4分の3を乗じるとの理解で宜しいでしょうか。また、別途消費税は加算されますでしょうか。以下のどちらの算定方法かをご教示ください。 ①設計・施工等のサービス対価(税抜) × 3 / 4 = 一括支払額(税込) ②設計・施工等のサービス対価(税抜) × 3 / 4 × 1 0 8 % = 一括支払額(税込)	設計・施工等のサービス対価には消費税及び地方消費税が含まれています。よって、一括支払額は、募集要項に記載のとおり、「設計・施工等のサービス対価(うち割賦手数料を除く)」(※消費税及び地方消費税を含みます)の4分の3となります。
9	募集要項	P 1 6	第 7 - 3 - (1)	国庫交付金の交付金額の多寡にかかわらず、設計・施工等のサービス対価については、4分の3を一括、残り4分の1を割賦によりお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	募集要項	P 1 7	第 7 - 3 - (3)	価格提案の計算に使用する基準金利は、小数点第3位の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書 様式集2 事業契約書 (案)	P 1 P 1	第 1 - 1 様式 8 - 5 第 1 条 1 (3)	本事業の位置づけとして「空調設備」とは、空調機器設備、配管設備、自動制御設備及びその他本事業において設置される一切の設備」とありますので、換気設備やダクト設備は含まれないと考えてよろしいでしょうか。様式集2の様式8-5の換気設備欄(a~f、計) / 事業契約書(案)新規設備の定義において換気・ダクトの記載が見られますが、これは該当しないと考えてよろしいでしょうか。	「空調設備」の定義には、換気設備、ダクト設備が含まれますが、事業契約書(案)第1条第3号の「新規設備」には本事業により整備、更新されるものが対象となります。なお、正確性を期すため、事業契約書(案)第1条第3号を訂正し、「・・・その他『の』本事業において整備、更新される一切の設備をいう。」と訂正します。

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
12	要求水準書	P 8	第2-1-(1) -ア- (ウ) ※	全ての学校のCADデータがあると解釈していいでしょうか。またデータのソフト名を教えてください。	全対象校の一般図（配置図、各階平面図、立面図）のCADデータは提供します。ただし、事業契約書（案）第14条第3項のとおり、本図面は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、市は、これら資料の提供を理由として、PFI事業者が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではないことに留意してください。 提供するデータのソフトは、AutoCAD（DWG形式）です。
13	要求水準書 事業契約書 （案）SPC 有版	P 1 8 P 1 2 - 1 3	第3-3-(1) -オ 第23条4	要求水準書では「工事に必要な工用電力、水道、ガスを無償で使用できる」とありますが、事業契約書（案）では「有償」とあります。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	要求水準書を正とします。 事業契約書（案）は修正します。
14	要求水準書 事業契約書 （案）SPC 有版	P 2 2 P 1 6	第3-3-(1) 3) -カ 第32	平成29年12月8日実施方針等に関する意見・質問書に対する回答No.24で石綿含有は「概ね」レベル3とご回答いただきましたが、それ以上のレベルの石綿が発見された場合の工程・近隣への影響や処理、費用について、民間では引き受けられません。市のリスク事項としていただきたくお願いいたします。また、事業契約書第32条についてもご修正をお願いできますでしょうか。	要求水準書及び事業契約書（案）のとおりとします。
15	要求水準書	P 2 7 - 2 8	第6-1-(4) -ウ- (イ) - b、 -エ- (イ) - b、c	月次報告書並びに年度業務実績報告書の提出において、「負荷率」とありますが、別紙6には記載されていないので、「20171225-090451様式集2.xlsx」の様式8-4に記載されている「月別負荷率」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書 別紙6に「負荷率」を追記します。
16	要求水準書 事業契約書 （案）	P 2 7 - 2 8 P 1 4	第6-1-(4) -ウ- (イ) - b、 -エ- (イ) - b 別紙9 4-(1) -③	月次報告書並びに年度業務実績報告書の提出において、室外機別エネルギー消費量とありますが、室外機ごとにメーターを設置するのではなく、事業契約書にあるように室外機別に合理的に按分する等の方法でお認めいただけるでしょうか。	民間事業者により、ノウハウを活かした合理的な方法を提案してください。
17	要求水準書 事業契約書 （案）	P 2 9 P 1 4	第6-3-(1) -オ 別紙9 4-(1) -①	月次報告書並びに年度業務実績報告書の提出において、「室内温度等測定記録」とありますが、測定対象室数については、要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	要求水準書を正とします。 事業契約書（案）は修正します。

意見質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
18	基本協定書 (案) SPC 有版	P 2	第6条1	「代表企業は、事業予定者が市に対して負担する一切の債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担する。」とありますが、代表企業の負担が過大となり、事業を取り組むにあたり、弊害になる可能性があるため、同項を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
19	事業契約書 (案) SPC 有版	P 1 0	第19条1	設計が完了した場合、その都度事業者から書類等を提出することとなっておりますが、資金調達の観点から、設計企業に配慮した事業計画（設計業務完了時に支払）とするため、各学校又は幼稚園単位で設計業務が完了した時点で、「業務完了通知書の受領書」を発行いただけないでしょうか。	各学校、幼稚園単位で、設計業務の完了通知書を受領したことを確認する通知を行います。
20	事業契約書 (案) SPC 有版	P 1 0	第19条5	提出した設計完了時の書類に対して貴市からの確認を頂いた場合、確認証に類する書類を交付頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	意見質問No.19の回答をご参照してください。
21	事業契約書 (案) SPC 有版 事業契約書 (案) SPC	P 1 5 P 1 6	第30条5	近隣調整の結果により供用開始日が変更されたことによる費用増加については、変更日数にかかわらず、無期限に乙の負担となるという事でしょうか？	ご理解のとおりです。
22	事業契約書 (案) SPC 有版	P 1 6	第32条1、2	アスベストの処理等について、「乙は・・・アスベストが存在することが判明した場合、自己の費用と責任において・・・」、「甲は、・・・何らの費用も負担しない」とありますが、「発注者が負担する」ことについて、ご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
23	事業契約書 (案) SPC 有版	P 1 7	第35条2、3	第1項では「甲は、乙から第26条第5項に規定する報告を受けた後、14日以内に、完成確認を実施し、」とあり、第2項では「完成確認の結果、（中略）甲は乙に対し、完成確認書を交付する」とありますが、第26条5項によると、各学校又は幼稚園単位で施工が完了するごとに完工検査を行うこととありますので、完成確認書も各学校又は幼稚園単位で頂戴できると考えてよろしいでしょうか。 また、第3項「完成確認後・・・何らの通知を行わないときには、」とありますが、完成確認書を交付頂ける場合には、何らかの通知を頂けないでしょうか。	各学校、幼稚園単位で、完成確認書を交付します。また、第3項については、完成確認書を交付します。

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
24	事業契約書 (案) S P C 有版	P 1 8	第 3 7 条 1	「ただし、本事業が平成30年度の補助事業として認められなかった場合において、甲の判断で新規設備の引渡し時期が平成31年5月末日までに工期等の延長変更がなされたときは、甲は追加費用又は損害を負担しないものとする。」とありますが、平成31年5月末段階では、新規設備は既に引渡し可能な状態となっていることが想定され、補助事業としての認可取得は、市の責めに帰すべき事由と考えます。 よって、同条冒頭同様、「当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。」に変更いただけないでしょうか。 変更不可ということであれば、その理由をご教示ください。	原案のとおりとします。 本条項により、本事業が平成30年度の補助事業として認められなかった場合において、甲の判断で新規設備の引渡し時期を平成31年5月末日までとして工期等の延長変更がなされたときに、甲が追加費用又は損害を負担しないとしているのに対して、事業者側においても、第37条2項、第38条2項1号、2号、3号等で、平成31年5月末までは工期変更が可能であり、その場合甲は乙に対し、遅延損害金等を求めず、また、第73条2項2号により、解除対象となる債務不履行としないことによる公平性は保たれていると考えます。
25	事業契約書 (案) S P C 有版	P 1 8	第 3 7 条 1	本事業が平成30年度の補助事業として認められなかった場合において、貴市の判断で平成31年5月までに工期等の延長変更がなされたときは追加費用を負担しない旨の記載がございますが、割賦金利における基準金利の決定は全ての設備の引渡が完了する引渡し日（平成31年3月30日）の2営業日前となりますため、基準金利の決定日以降に工期等の延長変更がなされた場合には、金融機関におけるブレイクファンディングコストが発生する可能性がございます。かかる費用は貴市にご負担頂きますよう、お願い致します。	原案のとおりとします。 市の判断で、平成31年5月末までに工期等の延長変更があり、引渡日が延長変更された場合、それに伴いすべての設備の引渡が完了する日も、基準日も延長変更されることとなります。
26	事業契約書 (案) S P C 有版	P 1 8	第 3 7 条 1	貴市の責めに帰すべき事由による工期延長に伴って生じた追加費用等には金融機関に対するブレイクファンディングコストも含まれる理解で宜しいでしょうか。	第37条第1項本文が適用される場合、客観的に合理的な範囲内のブレイクファンディングコストも含まれるとのご理解で結構です。
27	事業契約書 (案) S P C 有版	P 1 9	第 3 8 条 2 (2)	「工事の施工の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該工事に関し交付されたはずの本件国庫交付金相当額の違約金を支払う」とありますが、具体的にどの程度の金額を交付金相当額として想定されていますでしょうか。	本件国庫交付金相当額は、約 2 2 7, 0 0 0 千円を予定しています。

意見質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
28	事業契約書 (案) SPC 有版	P 2 4	第 4 3 条 5、6	第5項「乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入させ」、第6項「乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し」とありますが、両項についてSPCが履行保証保険等、措置を行うことを認めていただけますでしょうか。	本事業を担うSPCが履行保証保険の契約者になることは認めます。なお、事業契約書(案)(SPC有版)第43条第5項「乙が、施工企業をして、」を「乙が、自ら又は施工企業をして、」とし、第6項「乙が、維持管理企業をして、」を「乙が、自ら又は維持管理企業をして、」と修正します。
29	事業契約書 (案) SPC 有版	P 2 6	第 4 6 条 3	「甲の責任において新規設備の管理を行う」とありますが、準備期間中に発生する費用負担について、貴市にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	合理的な範囲において負担します。
30	事業契約書 (案) SPC 有版	P 2 8	別紙 1 1 1	仮にマイナス金利となった場合、金利がマイナスの状態です事業者が金融機関から資金調達を行うのは極めて困難となり、事業の継続に影響を及ぼしかねません。他のPFI案件事例におきましてもゼロフロア規定を設けておりますので、基準金利が0%未満となった場合には当該基準金利を0%とするフロア条項を規定いただけないでしょうか。	意見質問No.1の回答をご参照してください。
31	事業契約書 (案) SPC 有版	P 3 7、 4 4	第 7 3 条 6 第 7 7 条 3	第73条6項に記載のある「評価額相当額」と、第77条3項に記載のある「出来高」の違いについてご教示ください。また、どちらも「その時点までに必要とした費用」というようなものを意図すると考えますが、これにはSPC設立費等、本事業においてその時点までに支払った費用も含まれという認識でよろしいでしょうか。	評価額相当額は、目的物の客観的な利用価値を評価した価額をいい、出来高は、工事施工が完了した部分に相応する請負代金額をいいます。すなわち、いずれもSPC設立費等、本事業においてその時点までに支払った費用は含まれません。
32	事業契約書 (案) SPC 有版	P 5 1	第 9 4 条	貴市と融資金融機関との間にて、直接協定書を締結頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書締結後、協議を行い決定します。
33	要求水準書 事業契約書 (案) SPC 有版	P 5 1 - 5 2	第 9 4 条	融資金融機関が貴市との直接協定の締結を希望した場合、必ず協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	意見質問No.32の回答をご参照してください。
34	要求水準書 事業契約書 (案) SPC 有版	P 5 1 - 5 2	第 9 4 条	金融機関が出資者の株式に担保を設定し、事業の維持を目的に株式を第三者に譲渡させる場合、貴市は事前協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	意見質問No.32の回答をご参照してください。

意見質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
35	要求水準書 事業契約書 (案) SPC 有版	P 5 1 - 5 2	第 9 4 条	乙が保有する権利及び資産に融資金融機関が担保を設定し、又は行使を希望する場合、貴市は事前協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	意見質問No.32の回答をご参照してください。
36	事業契約書 (案) SPC 無版	P 2 8	第 4 9 条 2	SPCを設立しない場合、事業収支計画書とは具体的にどのようなものをご想定されていますでしょうか。	構成企業の提案に基づき、協議したうえで決定します。
37	事業契約書 (案) SPC 無版	P 2 8	第 5 0 条 1	SPCを設立しない場合、年度収支計画書とは具体的にどのようなものをご想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)別紙6のとおりとします。 構成企業の提案に基づき、協議したうえで決定します。
38	事業契約書 (案) SPC 無版	P 1 1	別紙 8	SPCを設立しない場合、年度収支報告書とは具体的にどのようなものをご想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)別紙8のとおりとします。 構成企業の提案に基づき、協議したうえで決定します。
39	事業契約書 (案)	P 1 5	別紙 9 5 - (2)	書類検査による性能モニタリングの方法の表中で、「定格燃費」とありますが、この定義をご教示ください。	定格運転時(JIS B8616、JIS B8627)における冷房および暖房時の電力消費量またはガス消費量を室外機の冷房能力および暖房能力で除した値をいいます。
40	事業契約書 (案) SPC 有版	P 1 7	別紙 9 5 - (5)	新規設備の性能が性能基準を満たさず、当該半期の合計減額ポイントが1,401ポイント以上となった場合、当該期に支払う設計・施工等のサービス対価が減額されることですが、新規設備については貴市への引渡し段階において、貴市からの完成確認を頂いているものとなりますため、減額対象から外して頂けませんか。	原案のとおりとします。
41	事業契約書 (案) SPC 無版	P 2 8	別紙 1 1 1	仮にマイナス金利となった場合、金利がマイナスの状態です事業者が金融機関から資金調達を行うのは極めて困難となり、事業の継続に影響を及ぼしかねません。他のPFI案件事例におきましてもゼロフロア規定を設けておりますので、基準金利が0%未満となった場合には当該基準金利を0%とするフロア条項を規定いただけないでしょうか。	意見質問No.1の回答をご参照してください。

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
42	様式集	P 1 3 - 1 4	様式 2 - 4、2 - 5	事業者の収支計画等の策定支援などを行うファイナンシャルアドバイザー等、アドバイザーとして参画する企業の役割・担当業務は、「連絡調整企業」に該当するという理解でよろしいでしょうか。 また、様式2-5の役割を記載する際、構成企業かつ出資企業となる場合は、例えば、「構成企業（出資企業）」といった記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	様式集	P 2 3	様式 2 - 1 4	貴市入札参加有資格者名簿に登録している印鑑登録が、代表者から委任された者の印鑑である場合、印鑑証明の印鑑（代表者印）と一致しないこととなりますが、様式2-3と様式2-5で必要となる代表者印は、貴市入札参加有資格者名簿に登録している印鑑で問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集 1	P 3 3	様式 4 - 2	注3に示す算定式の場合、事業期間全体の消費税額を含むサービス対価合計額を108%で割り戻す計算式となっております。 一方で、消費税の計算は各サービス対価の支払回毎に8%を乗じて計算（円未満切り捨て）します。 よって、結果的に、事業期間のサービス対価総額に8%を乗じて円未満切り捨てした金額と各回のサービス対価に8%を乗じて円未満切り捨てした金額とで端数による差異が生じ、整合が取れなくなります。 あくまで、様式4-2に示される算定方法を正とし、これにより整合の取れない消費税端数分は、各回のサービス対価（キャッシュフローおよび様式5-8）のうち、最終回で調整するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	様式集	P 3 5	様式 4 - 3	「設計・施工のサービス対価」の「その他経費」についても、「割賦手数料（金利）」同様、注意事項に「必ずしも各校別の金額を記入する必要はない。（全校合計欄のみでも構わない。）」と追記いただけないでしょうか。	様式4-3に、注6 「その他経費」欄には、必ずしも各校別の金額を記入する必要はありません。（全校合計欄のみでも構いません。）と追記します。

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
46	様式集 1	P 3 6	様式 4 - 4	2算定根拠、および3算定表についても、消費税及び地方消費税を加えた金額を記入するという理解でよろしいでしょうか。また、注2に「エネルギーコストについては、エネルギー量総括表（様式8-3）との整合をとってください。」とございますので、8-3の表も消費税及び地方消費税相当額（8%）を加えた数値として表示し整合を取るとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	様式集		様式 5 - 7	支出項目の内、「公租公課」は何を想定されていますか。	提案内容に応じて、必要となる公租公課を記入してください。
48	様式集 2		様式 5 - 7	経営指標の端数の取り扱いは、事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	様式集 2		様式 5 - 7	SPCを設立しない場合、様式 5 - 7 の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合も、様式 5 - 7 の提出は必要です。